

小坂町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 小坂町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 小坂町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 東北運輸局秋田運輸支局長が指名する者
- (2) 秋田県観光文化スポーツ部長が指名する者
- (3) 秋田県鹿角地域振興局総務企画部長が指名する者
- (4) 秋田県警察鹿角警察署長が指名する者
- (5) 秋北バス株式会社が指名する者
- (6) 秋田県交通運輸産業労働組合協議会が指名する者
- (7) (資) 豊口タクシー代表社員が指名する者
- (8) 秋田県ハイヤー協会鹿角支部長が指名する者
- (9) 利用者代表及び住民代表
- (10) 小坂町総務課長
- (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議には会長をおき、小坂町総務課長をこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の委員が、やむを得ない理由のため出席できないときは、その委員が所属する関係機関、団体等の所属員を代理出席させることができる。
- 7 交通会議は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 8 交通会議の庶務は、小坂町総務課において処理する。

(書面による決議)

第5条 交通会議は、会長が認め、次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 会議において事前に委員からの書面による決議の了承を受けているとき。
 - (2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。
- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
 - 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は平成20年5月30日から施行する。

この要綱は平成24年4月27日から施行する。

この要綱は平成26年6月23日から施行する。

この要綱は令和2年6月29日から施行する。